

取得時効と所有権の剥奪

—JAパイ対イギリス事件をめぐるフランス学説の検討—

林 田 光 弘

《目次》

- I. はじめに
 - 1. 問題の所在
 - 2. 課題の設定
- II. JAパイ対イギリス事件の概要
 - 1. イギリス国内での事件の経緯
 - 2. 争点の整理
 - 3. 欧州人権裁判所第4小法廷2005年11月15日判決
 - 4. 欧州人権裁判所大法廷2007年8月30日判決
- 小括
- III. フランス学説による評価と分析
 - 1. 性質決定の問題について
 - 2. 正当化理由の問題について
- 小括
- IV. おわりに

I. はじめに

1. 問題の所在

(1) 取得時効制度のメカニズム

わが国の民法162条1項は、所有権の取得時効について、「20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する」とし、同条2項は「10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する」と規定する。

これらの規定をその字義どおりに解釈すると、取得時効とは、他人の物を一定期間占有した者に対して、その物の所有権を「取得」させる制度ということになる。もっとも、無主物先占（239条）による所有権の取得とは異なり、取

得時効の場合には、占有者が時効取得する所有権と、原所有者が元々有した所有権との競合関係が問題となる。それでは、占有者がある物の所有権を時効取得したとき、原所有者の所有権はいかなる運命をたどるのだろうか。

この問題について、わが国の学説は、一般に、取得時効による所有権の取得を原始取得として理解したうえで⁽¹⁾、占有者は原所有者から所有権を承継するのでなく、原所有者とは無関係に所有権を取得する一方で、原所有者の所有権はこの原始取得性ゆえに消滅する、と説明する⁽²⁾。また、原所有者の所有権の消滅という帰結は、所有権が時効により消滅しないという命題に抵触しないかという疑問を生じさせる。すなわち、民法167条2項は、「債権又は所有権以外の財産権」が20年間の不行使により消滅するとすることで、所有権が消滅時効にかからないことを裏側から規定する。しかし、学説は、原所有者の所有権の消滅が、消滅時効によるものでなく、あくまで他人が所有権を原始取得する「結果⁽³⁾」ないし「反射的效果⁽⁴⁾」に過ぎないとして、同項の規定に抵触することはないと説明する⁽⁵⁾。

以上の説明に基づくならば、所有権の取得時効は、占有者に他人の物の所有権を取得させるという「取得」の側面とともに、その「結果」ないし「反射的效果」として、本来の権利者の所有権を消滅させるという「消滅」の側面を併せ持つ、二面的なメカニズムとして理解することができる。

-
- (1) 取得時効の原始取得性については、道垣内弘人「論点講座 民法☆かゆいところ (17) 時効取得が原始取得であること」法教302号46頁(2005年)を参照。
- (2) 河上正二『民法総則講義』(日本評論社, 2007年)565頁。
- (3) 我妻栄『新訂民法総則』(岩波書店, 1965年)495頁。
- (4) 幾代通『民法総則〔第2版〕(現代法律学全集5)』(青林書院新社, 1984年)520頁。なお、河上・前掲注(2)582頁、四宮和夫=能見善久『民法総則〔第9版〕』(弘文堂, 2018年)420頁なども同旨。
- (5) なお、我妻は、所有権が時効により消滅しないことの思想的背景をフランス人権宣言に淵源する所有権絶対の原則に求める(我妻・前掲注(3)495頁)。もっとも、このような通説的理解に対しては、異論がないわけではない。まず、所有権が消滅時効により消滅しないという基本命題に対する異説があるほか(鷹巢信孝「所有権は消滅時効に罹らないのか」佐賀大学経済論集49巻4号197頁)、所有権の派生物である物権的請求権が消滅時効にかからないと解する通説に対しても、有力な異説がある(川島武宜『民法総則』(有斐閣, 1965年)439頁、星野英一『民法概論Ⅱ(物権・担保物権)』(良書普及会, 1976年)23頁)。

(2) 所有権の消滅に関する問題

ところが、所有権の取得時効をこのような二面的なメカニズムとして理解するとき、次のような問題に直面する。問題は原所有者の所有権の「消滅」という後者の側面にかかわる。

第一に、原所有者の所有権の「消滅」を理論上認めるかという問題がある。時効制度の法律構成に関しては、周知のように、これを実体上の権利得喪原因と解する見解（いわゆる「実体法説」）とは別に、これを訴訟法上の制度と解する見解（いわゆる「訴訟法説」）が主張されている⁽⁶⁾。そして、後者の見解によれば、取得時効は、無権利者たる占有者に所有権を取得させる制度ではなく、自らの所有権を証明することのできない真実の所有者に対して、取得時効という「法定証拠」ないし「事実上の推定」を通じて、自らの所有権を証明させる制度として理解される。したがって、この場合には、少なくとも理論上は、無権利者たる占有者による所有権の「取得」、あるいは、その反射の効果としての原所有者の所有権の「消滅」は観念されない。

第二に、実体法説に立つのであれば当然に、訴訟法説に立つとしても少なくとも実態として、取得時効により真実の所有者が自己の所有権を失う場面があり得ることは否定し難いであろう。そして、このような場面では、真実の所有者が、何らの補償も受けることなしに、自己の所有権を奪われるという重大な法的帰結を生じることになる。にもかかわらず、学説は、これを時効取得者による所有権の原始取得の「結果」ないし「反射の効果」としか説明しておらず、それ以上に踏み込んだ説明はほとんどなされない⁽⁷⁾。しかし、ここでいう原始

(6) 実体法説と訴訟法説の対立については、このような二分法の問題点も含めて、松久三四彦『時効制度の構造と解釈』（有斐閣、2011年）115頁以下を参照。

(7) これに対して、鷹巢は「所有権者が権利の維持・管理を怠り、非所有者が不可侵義務を犯している状態を永年に亘り放置している場合には、社会は、所有権者が非所有者の不可侵義務違反を容認しているものと看做し、さらには所有権者は所有権の本質をなす排他的支配意思（所有の意思）を喪失していると看做すようになる。つまり、社会は、所有権者の排他的支配意思を承認したことを取消すと同時に、「他人の物」を永年に亘り、所有の意思をもって平穩・公然と支配し続けている占有者の排他的支配意思の方を承認することにより、自主占有者の方に所有権が認められるようになる」と説明する（鷹巢信孝「日本民法・商法における権利の期間制限(5)」佐賀大学経済論集45巻2号（2012年）134頁）。

取得の「結果」ないし「反射的効果」の具体的な意味内容は必ずしも明らかではない。そうすると、原所有者の所有権の「消滅」という取得時効のメカニズムを、理論的にいかに説明するかという問題が検討されて然るべきように思われる。

第三に、原所有者の所有権の「消滅」をどのように正当化するかをめぐって、従来、時効の存在理由という形での議論が積み重ねられてきたが⁽⁸⁾、いまだ通説的な見解を見るに至っていない。のみならず、近時は取得時効制度の合憲性という観点からの問題提起もなされている。すなわち、真実の所有者からその所有権を奪う取得時効制度は憲法29条の禁止する財産権の侵害に当たるのではないか、また、その疑いのある制度をいかに正当化するのが問われている⁽⁹⁾。そうすると、取得時効による原所有者の所有権の「消滅」をどのように正当化するかという問題は、なお検討するに値するものといえよう。

要するに、所有権の「取得」及びその「結果」ないし「反射的効果」としての真実の所有者における所有権の「消滅」という取得時効制度のメカニズム、とりわけその後者の側面について、これを理論上いかに説明し、かつ、正当化するかという問題がなお残されているように思われる。

2. 課題の設定

本稿は、この問題に対する準備的考察の一つとして、わが国の取得時効法の母法とされるフランスの民法学に着目する。フランス法に着目するのは、その沿革的理由のみならず、そこでは近時、示唆に富む議論が展開されていると考

(8) 取得時効の存在理由に関しては、松久・前掲注(6)114頁以下、草野元己『取得時効の研究』(信山社、1996年)1頁以下などを参照。

(9) 例えば、山本は、時効制度の正当化理由が問われざるを得ないのは、憲法でも保障された基本権である財産権を剥奪するような制度を法律が認めてよいかという問題があるからだとする(山本敬三『民法講義I総則〔第3版〕』(有斐閣、2011年)539頁)。また、前田は、真の権利者から権利を奪う以上はその積極的な理由づけが必要であるとし、単に一定期間継続してきた事実状態を法律状態に高めて「法的安全性」を図るというだけでは、憲法29条との関係で説明不十分ではないかとする(前田達明「時の流れと権利義務(3)民法の“なぜ?”がわかる」法教269号(2003年)61頁)。このほか、辻正美『担保法の判例II(ジュリ増刊)』(1994年)353頁、民法(債権法)改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針Ⅳ—契約および債権一般(2)』(商事法務、2009年)246頁以下も参照。

えるからである。この議論は、2つの出来事を契機とする。

第一の契機は、いわゆるJAパイ対イギリス事件に関する2007年の欧州人権裁判所判決⁽¹⁰⁾の登場であった。この事件は、後に詳しくみるように、イギリスの反対占有制度を扱ったものであり、取得時効制度とは直接には関係しない。それにもかかわらず、同判決は、フランスでも大いに注目を集め、多くの評釈記事を通じて紹介と分析がなされている。

第二の契機は、この欧州人権裁判所判決の登場から数年後に現れた、複数の破毀院判決⁽¹¹⁾であった。前述の欧州人権裁判所判決があくまでイギリスの反対占有制度を問題としたのに対し、これらの破毀院判決は、フランス国内のレベルにおいて、取得時効制度に対して異議申立てが行われた。結局のところ、破毀院が「取得時効が所有権の剥奪を目的としない」ことを主たる理由として憲法院への事件の移送を拒否したために、取得時効制度の合憲性が正面から争われることはなかった。しかし、フランスでは、これらの破毀院判決は、その理由づけの正当性を含めて、様々な観点から分析されている。もっとも、本稿では、上述したJAパイ対イギリス事件をめぐるフランス学説の観察にのみ注力し、フランスの破毀院判決については別の機会に検討することにしたい。

本稿の行論は、次の順序で行うこととする。まず、JAパイ対イギリス事件に対する欧州人権裁判所の2つの判決を中心に検討する(Ⅱ)。次いで、フランス学説による同判決の分析と評価を検討することで、近時のフランス学説の議論状況を観察する(Ⅲ)。最後に、本稿の考察を総括するとともに、今後の課題を示すことにする(Ⅳ)。

Ⅱ. JAパイ対イギリス事件の概要

本章では、JAパイ対イギリス事件に関する2つの欧州人権裁判所判決を検

(10) なお、同判決に関しては、香川崇、文部科学省科学研究費補助金、挑戦的萌芽研究、研究成果報告書(2014年)で簡潔かつ的確な紹介がなされており、本稿も多くをこれに依拠している。しかし、同報告書が、主として適正手続の問題として同判決を分析するのに対し、本稿は、取得時効による原所有者の所有権消滅のメカニズムをいかに理論上説明し、また、正当化するのかという観点から、同判決とこれに対するフランス学説の反応を検討するものである。

(11) Cass. Civ. 3^e, 17 juin 2011, n° 11-40. 014 ; Cass. Civ. 3^e, 12 oct. 2011, n° 11-40. 055.

討する。具体的には、そこでの主たる争点を整理したうえで(2.)、2005年の第4小法廷判決(3.)と2007年の大法廷判決を順にみていく(4.)。しかしその前に、本事件で問題となったイギリス法上の反対占有制度の概要とイギリス国内での紛争の推移について概観しておきたい(1.)。

1. イギリス国内での事件の経緯

(1) 反対占有制度

反対占有(adverse possession⁽¹²⁾⁽¹³⁾)とは、真実の所有者の権原(title)⁽¹⁴⁾と矛盾するような占有を意味するものとされる⁽¹⁵⁾。例えば、所有者に対する賃借人の占有は反対占有とは言えないが、賃借借の期間満了後もなお賃借人が所有者の請求にもかかわらず占有を続け、しかも賃料を支払わないときは反対占有となるとされる⁽¹⁶⁾。

以下では、イギリス法における反対占有の法的効果を確かめるために、Aが前主から購入し、その旨の登記(Registration)⁽¹⁷⁾を行った土地に対して、無権

(12) 「反対占有」の訳語以外にも、「対抗占有」(金光寛之『イギリス土地登記制度の研究』(慶應義塾大学出版会, 2001年)100頁), 「敵対的占有」(田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会, 1991年)31頁), 「不法占有」(川島武宜編『注釈民法(5)』175頁〔五十嵐清〕(有斐閣, 1967年))などがあり、必ずしも訳語の統一がなされていないようである。以下では、差しあたり、「反対占有」の訳語を用いる。

(13) イギリス法の反対占有につきE. COOKE, *Adverse possession - problems of title in registered land*, Legal Studies, vol. 14, n° 1 (1994)を参照。邦語文献としては、甲斐道太郎『土地所有権の近代化』(大阪市立大学法学会, 1967年)173頁以下、金光・前掲注(12)199頁以下、五十嵐・前掲注(12)175頁以下がある。また、アメリカ法上の反対占有制度に関しては、金山直樹「John G. Sprankling, An Environmental Critique of Adverse Possession (79 Cornell L. Rev. 816-84 (1994))」アメリカ法1996(1), 134-140頁(1996年)がある。

(14) なお、所有という観念に関しては、大陸の物権法が所有権(dominium)概念をその中核にしているのに対し、英米の物権法は権原(title)や不動産権(estate)概念を中心に構成されているとされる(田中・前掲注(12)614頁)。もっとも、筆者にはこの問題の子細に論じる能力がなく、差しあたり、原文で用いられる《ownership》と《droit de propriété》は「所有権」、《title》と《titre》は「権原」と訳出することとした。

(15) 金光・前掲注(12)103頁以下。

(16) 甲斐・前掲注(13)174頁。

原占有者 (squatter) である B が反対占有を行っているという設例を考えてみよう。

イギリス法では、登記は、土地の財産権移転のための効力要件とされている⁽¹⁸⁾。また、イギリス法には、権原の等級 (classes of title) という考え方があるところ⁽¹⁹⁾、土地の譲受人は、登記を備えることで行うことで絶対的権原 (absolute title) を取得することができる⁽²⁰⁾。これに対して、反対占有もまた一種の権原とされているが⁽²¹⁾、これは相対的な権原に過ぎず、登記簿上の所有者の保有する絶対的権原に劣後する。したがって、設例における A は、原則として、自らの絶対的権原に基づき、B に対して土地の占有回復訴訟を提起することができる。ところが、B による反対占有が A により争われることなく 12 年間継続した場合、B による 12 年間の反対占有は、次のような特別な法的帰結をもたらす。

まず、無権原占有者による 12 年間の反対占有は、1980 年出訴期限法⁽²²⁾ (*Limitation Act 1980*) により、登記簿上の所有者の占有回復訴権 (right of action to recover the land) の消滅という法的帰結をもたらす。すなわち、土地の占

(17) イギリスの登記制度は、1925 年以来、トーレンス式権原登記制度 (Torrens title system) といわれる方式を採用している。この方式によると、最初の保存登記 (first registration) を行うときに、権原の調査によって発見されたすべての利害関係人に通知 (notice) を行い、対物的 (in rem) な (準) 司法手続を経て、権利者として確定された者に土地登記証明書 (certificate of title) が発行される。それ以降の不動産取引では、新たな所有者が前主の土地登記証明書を持参し、自らを所有者とする登記を行うとともに当該権利関係を反映した新たな土地登記証明書を取得する (金光・前掲注(12)1 頁以下、田中・前掲注(12)855 頁)。

(18) 譲渡の日から 2 カ月以内に登記がなされなかった場合、その譲渡は、衡平法上の所有権の移転を生じるに過ぎない (金光・前掲注(12)99 頁)。さらに、イギリスでは、①登記官に準司法的権限 (quasi-judicial capacity) が付与されていること、また、②一種の公信力も認められることから、登記簿の記載は確かなものと考えられている (金光・前掲注(12)2 頁、47 頁以下)。なお、甲斐は、②については、登記簿に記載された権利が絶対的なものとなるのであって、いわゆる公信力とは性質を異にするとして、これを登記の確定力 (indefeasibility, conclusiveness) と呼んでいる (甲斐・前掲注(13)76-77 頁)。

(19) 権原の等級に関しては、金光・前掲注(12)9 頁以下を参照。

(20) 絶対的権原の意義につき、金光・前掲注(12)9 頁以下を参照。

(21) 金光・前掲注(12)103 頁。

有回復訴権はその発生日から12年の経過により消滅するところ(同法15条⁽²³⁾)、ここでいう占有回復訴権の発生日とは、登記簿上の所有者が自己の占有又は占有継続を失い(同法附則1の1条⁽²⁴⁾)、かつ、第三者が反対占有を開始した日をいう(同附則8条1項⁽²⁵⁾)。つまり、設例のAは、土地の不使用だけでは占有回復訴権を失わないが、第三者であるBの12年間の反対占有によりこれを失うことになる。

この「訴権」の消滅に加えて、12年間の反対占有は、登記簿上の所有者の「権原」自体をも消滅させる。もっとも、その消滅の仕方は、係争地の登記の有無によって異なる。一方で、係争地が未登記の土地の場合、原所有者の権原は、無権原占有者の12年間の反対占有により当然に消滅する(同法17条⁽²⁶⁾)。これに対して、係争地が登記された土地の場合、1925年土地登記法(*Land Registration Act 1925*)により、未登記土地とは異なる処理がなされる。すなわち、登記土地の場合、無権原占有者が12年間の反対占有を行ったとしても、それだけでは登記簿上の所有者の権原が当然に消滅することはなく、登記簿上の所有者は、反対占有者の受託者として土地を保有し続けるものと看做される(同法75条1項⁽²⁷⁾)。したがって、この段階では、登記簿上の所有者の権原と、反対占有者が12年間の反対占有により取得した権原(後述)とが併存することにな

22) 1980年出訴期限法については、半田吉信「イギリスの出訴期限法と2001年改正提案」千葉大学法学論集第30巻第1・2号11頁(2015年)がある。また、同法の抄訳として、松尾弘「イギリス法」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』211頁(商事法務、2008年)がある。

23) 1980年出訴期限法15条1項「土地を回復しようとする者に訴権が発生した日、又は最初にその訴権が発生した者を通じて土地を回復しようとする者がある場合にはその前者に訴権が発生した日から12年を経過した後は、何人とも土地の回復を求めて訴訟を提起することはできないものとする」。

24) 1980年出訴期限法附則1の1条「土地の占有回復の訴えを提起する者が(…)占有又は占有の継続を奪われた場合、その訴権は、その占有又は占有の継続を奪われた日に発生したものと見做す」。

25) 1980年出訴期限法附則1の8条1項「出訴期限について利益を有する何者かによる占有(以下、本条では「反対占有」という)が土地に対して行われていない限り、土地を回復するいかなる訴権も発生したとみなされない」。

26) 1980年出訴期限法17条「(…)この法律で定める、何者かが土地を回復する訴えを提起するための期限を満了した時には、この者の土地に対する権原は消滅する」。

る。もっとも、反対占有者は取得した権原に基づき登記を申請することができ（同条2項⁽²⁸⁾）、これにより自己を新たな所有者とする保存登記（first registration）を行うことができる（同条3項⁽²⁹⁾）。すなわち、申請を受けた登記官は、原所有者の登記簿を閉じ、反対占有者のために新しい登記簿を開くことになり⁽³⁰⁾、これにより、原所有者はその権原を失うことになる。なお、この場合における原所有者の権原の消滅については、これを原所有者から新所有者への立法による権原の譲渡（parliamentary conveyance）とする見解⁽³¹⁾と、未登記土地の場合と同様に消滅とする見解がある⁽³²⁾。しかし、いずれにせよ、反対占有制度のもとでは、登記簿上の所有者は、無権原占有者による12年間の反対占有によって、自己の「訴権」と「権原」の双方を失うことになる。

ところで、この権原の消滅については、2002年の土地登記法により、登記簿上の所有者の適正手続の保障を主眼とした改正がなされている⁽³³⁾。JAパイ対

(27) 1925年土地登記法75条1項「出訴期限法は、同法が登記されていない土地に適用されるのと同じ仕方及び範囲で、登記された土地に適用される。ただし、仮に登記されていない土地であったならば、所有者として登記された者の不動産権（estate）が消滅していたような場合には、その不動産権は消滅せず、当面の間は、出訴期限法により所有者に対する権原を取得した者の受託者として（in trust of）保有されるものと見做す（…）。

(28) 1925年土地登記法75条2項「出訴期限法により登記された土地の不動産権に対して権原を取得したと主張する者は、所有者として登記されることを申請する。」

(29) 1925年土地登記法75条3項「登記官は、申立人の権原に満足したときは、申立人を、絶対的権原、有効不動産賃貸借、限定的権原、取得時効権原のいずれかを有する所有者とする（…）。この登記は保存登記（first registration）と同一の効力を有する（…）」。

(30) B. McFARLANE, N. HOPKINS, S. NIELD, *Land Law*, (Oxford, 2017), 4. 119.

(31) 後述する2005年の小法廷判決がこのような理解を前提とするほか、イギリス国内での判例でも同様の見解に立ったとみられるものがある（*Fairweather v. St Marylebone Property Co Ltd* [1963] A.C. 510）。

(32) B. McFARLANE, N. HOPKINS, S. NIELD, *supra* note (30), 4. 119.

(33) 具体的には、反対占有者が登記の申請権を取得する期間が10年になったほか、反対占有者が申請権を行使した際に登記簿上の所有者にその旨が通告され、それにもかかわらず登記簿上の所有者がさらに2年間反対占有者の占有継続を争わなかったときに、はじめて反対占有者による登記が認められることになった。その結果、現在では反対占有制度が機能する場面はかなり限定されるに至っている（この改正については、香川・前掲注(10)も参照）。

イギリス事件は、かかる改正の適用以前の事案であったが、この改正をいかに評価するのも欧州人権裁判所判決で問題となった。

以上のように、登記簿上の所有者がその「権原」と「訴権」の両方を失う一方で、反対占有者は、取得時効権原 (possessory title) なる所有権原を取得するとされる⁽³⁴⁾。これは登記簿上の所有者の権原が消滅することの反射的効果であると説明される⁽³⁵⁾。そして、前述のように、この権原に基づく保存登記を行うことで、当該占有者は新たな登記簿上の所有者となることができる。したがって、設例のBが12年間の反対占有を行い、これに対して登記簿上の所有者であるAが何ら異議を唱えなかったならば、Aの「訴権」及び「権原」の双方が消滅する一方で、Bは新たな所有権原を取得することになる。

(2) 事実の概要

次に、JAパイ対イギリス事件の元になったイギリス国内の紛争について見ておこう。事実の概要は、大略、以下のようなものであった。

JAパイ (オックスフォード) 有限会社 (以下、「X₁」) は、1975年から1977年までの複数の取引により、イングランド南東部のパークシャーにある23ヘクタールの農業用地 (以下、「本件土地」) を取得し、その登記簿上の所有者となった。また、JAパイ (オックスフォード) 土地有限会社 (以下、「X₂」) は、1986年にX₁から本件土地を譲渡された。

グラハム夫婦 (以下、「Yら」) は、1983年12月31日を期限とする本件土地の放牧契約 (以下、「本件契約」) をX₁との間で締結し、本件契約に基づき、本件土地の使用を続けた。X₁は、Yらに対して、1983年12月30日に期間満了による本件土地の明渡しを求める旨の書簡を送り、また、翌年1月には本件契約を更新しない旨の書簡も送った。にもかかわらず、Yらは1999年まで本件土地の使用を継続し、X₁及びX₂ (以下、「Xら」) がYらに対して本件土地からの退去や賃料の支払いを求めることもなかった。

Yらは、12年間の反対占有による本件土地の権原の取得を理由に、自らを本件土地の所有者とする予告登記 (caution)⁽³⁶⁾を行った。これに対し、Xらは、

34) 金光・前掲注⑫100頁、五十嵐・前掲注⑫176頁。

35) 五十嵐・前掲注⑫176頁。

予告登記の抹消及び本件土地の占有回復を求める訴えを提起した。

イギリスの国内裁判所での争点は、Yらによる本件土地に対する12年間の反対占有が認められるか否かであった。一審がこれを認めたのに対し、控訴審である高等法院は、本件土地の占有に必要な意思がYらに欠けており、Xらは未だ本件土地の占有を奪われていなかったとして、Yらによる反対占有を認めなかった。しかし、Yらの上告を受けた貴族院は、Yらによる12年間の反対占有を認めた一審の判断を支持したうえで、1925年土地登記法及び1980年出訴期限法の規定を根拠として、Xらが本件土地に対して有した訴権及び権原の消滅を認めた。

この貴族院判決を受けて、Xらは、これら2つの法律の規定が、すべての自然人ないし法人の財産権を保障する欧州人権条約第1議定書1条に違反するとし、イギリス政府を相手方として、欧州人権裁判所に訴えを提起した。これがJAパイ対イギリス事件であった。

2. 争点の整理

(1) 欧州人権条約第1議定書1条の規範

まず初めに、本事件で争われた欧州人権裁判所第1議定書1条⁽³⁷⁾の規範の内容を見たらうで、本事件における主たる争点を簡単に確認しておこう。

欧州人権条約の第1議定書は、前年に発効した欧州人権条約に対して、新たな権利を追加し、又はその規定を修正するものとして、1954年に発効した。本事件で問題となった第1議定書の第1条は、国家による自然人又は法人の財産権の保障について、次のように規定する。

- 1項 すべての自然人又は法人は、その財産を平穩に享有する権利を有する。何人も、公益のために、かつ、法律及び国際法の一般原則で定める条件に従う場合を除くほか、その財産を奪われない。
- 2項 ただし、前の規定は、国が一般利益に基づいて財産の使用を規制するため、又は税その他の拠出若しくは罰金の支払いを確保するために必要とみなす法

(36) 予告登記とは、登記土地において何らかの利益を保持する者が、当該利益が未登記である場合などに記入を申請するものである（金光・前掲注(12)142頁）。

(37) 第1議定書1条につき、門田孝「欧州人権条約における財産権保障の構造(一)～(二)」
広島法学29巻4号1頁（2006年）、同32巻3号91頁（2009年）参照。

律を実施する権利を決して妨げるものではない。

この第1議定書1条について、JAパイ対イギリス事件以前の欧州人権裁判所は、いわゆるスボロング判決を嚆矢として⁽³⁸⁾、およそ以下のような立場をとっていた。まず、同条は、財産権への介入形態に応じて、異なる3つの規範を内包するものとされた。すなわち、①「財産権を平穩に享有する権利」への介入に関する第1規範（1項1文）、②公益などの条件を満たさない「財産の剥奪」を禁止する第2規範（同項2文）、③一般利益に基づく「財産利用の規制」を国家に許容する第3規範（2項）である。

また、各規範の相互関係については、それぞれ完全に独立したものではなく、第2規範及び第3規範は、第1規範で表明された一般原則に照らして解釈すべきとされ、この意味において、第1規範が一般的性格を有するのに対し、第2規範と第3規範が第1規範の特別な事例を定めたものとして位置づけられる⁽³⁹⁾。

(2) 第1の争点—性質決定の問題

JAパイ対イギリス事件における第1の争点は、反対占有制度に関する法律の規定が第2規範にいう「財産の剥奪」か、第3規範にいう「財産利用の規制」のいずれに該当するかであった。というのも、両者の区別は、しばしば困難だからである⁽⁴⁰⁾。

一方で、「財産の剥奪」は、財産の破壊及び取用を典型例とする。例えば、長期借家人に対して家屋を強制的に購入できる権利を付与するイギリスの改正借家法により、市場価格より低額での売却を余儀なくされた土地所有者らがその条約適合性を争った事例（ジェームス事件⁽⁴¹⁾）において、欧州人権裁判所は、当該立法を「財産の剥奪」として評価し、第2規範によって処理した。

他方で、個人が財産権を喪失する場合であっても、必ずしも「財産の剥奪」

(38) 門田・前掲注37(二)93頁。なお、スボロング判決 (CEDH, 23 Sept. 1982, *Sporrong et Lönnroth c. Suède*, n° 7151/75 et 7152/75) については、門田孝「長期にわたる土地収用許可および建物建設禁止と財産権」*広島法学*27巻2号386頁（2003年）、戸波江二ほか編 [中島徹]『ヨーロッパ人権裁判所の判例』444頁（信山社、2008年）も参照。

(39) 門田・前掲注37(二)93頁。

(40) 両者の区別につき、門田・前掲注37(二)100頁以下も参照。

(41) CEDH, 21 févr. 1986, *James et autres c. Royaume-Uni*, n° 8793/79.

と評価されるわけではない。例えば、イギリス市民からクラーガーランド金貨を購入したドイツの会社が、金貨の密輸防止を理由に税関当局によって没収された事例（アゴシ事件⁽⁴²⁾）、所有権留保の手法を用いて第三者にコンクリートミキサー車を売却した申立人が、当該第三者の国税債務を理由に税務当局によって押収を受けた事例（ガーサス事件⁽⁴³⁾）、積荷に禁止薬物である大麻樹脂が発見されたため航空機が一時的に押収された事例（エアカナダ事件⁽⁴⁴⁾）などでは、いずれも財産権への介入が第2規範の「財産の剥奪」でなく、第3規範の「財産利用の規制」であるとされた。

そして、JAパイ対イギリス事件でもまた、第2規範と第3規範のいずれにより問題を処理するのが争点となった。すなわち、反対占有に関する1925年土地登記法及び1980年出訴期限法の規定によると、登記簿上の所有者は無権原告の12年間の反対占有により自己の「訴権」と「権原」を失うところ、このような立法の規定が「財産の剥奪」又は「財産利用の規制」のいずれに該当するのが問題になったのである（以下、この問題を「性質決定の問題」という）。

(3) 第2の争点—正当化理由の問題

次に、「財産の剥奪」ないし「財産利用の規制」の条約適合性が問題となる場所、この問題は、一般に、2段階の審査基準により判断される。第一の審査は、第1議定書1条で明示された要件の充足の有無であり、「財産の剥奪」の場合には「公益」、 「財産利用の規制」の場合には「一般利益」に適合することが要求される。第二の審査は、同条では明示されていないものの、個人の基本権保護と「公益」ないし「一般利益」の要請との間で「公正な均衡」が保たれていることが要求され、これは手段と目的との「比例関係」の審査として具体化されている⁽⁴⁵⁾。

これら2段階の審査基準のうち、本事件においてとくに問題となったのが、第2の審査基準、つまり「公正な均衡」ないし「比例関係」の審査であった。

(42) CEDH, 24 oct. 1986, *AGOSI c. Royaume-Uni*, n° 9118/80.

(43) CEDH, 23 févr. 1995, *Gasus Dossier-und Fördertechnik GmbH c. Pays-Bas*, n° 15375/89.

(44) CEDH, 5 mai 1995, *Air Canada c. Royaume-Uni*, n° 18465/91.

(45) 門田・前掲注37(2)93-94頁, 103-106頁, 109-112頁を参照。

というのも、当該審査は、前述した性質決定の問題に実質的に大きく左右されるからである。

一般に、「財産の剥奪」における「公正な均衡」ないし「比例関係」の審査と「財産利用の規制」におけるそれとを比べると、前者の方がより厳格であるとされる⁽⁴⁶⁾。具体的には、権利者に対する補償の有無が問題となる。一方で、「財産の剥奪」の場合には、権利者に対する金銭的補償が原則として要求され、これを欠くときには「公正な均衡」ないし「比例関係」を欠くものと判断される傾向にあるのに対して、「財産利用の規制」の場合には、必ずしも権利者への補償を要求されないのである。

それでは、反対占有に関する1925年土地登記法及び1980年出訴期限法の規定は、「公正な均衡」を保っているといえるか。すなわち、これらの規定によると、登記簿上の所有者は、何らの補償もなしに自らの「訴権」と「権原」の両方を失うが、このような立法は公正な均衡を欠き、第1議定書1条に違反するのではないかが問題となった。これが欧州人権裁判所における第2の争点であった（以下、この問題を「正当化理由の問題」という）。

3. 欧州人権裁判所第4小法廷2005年11月15日判決

JAパイ対イギリス事件は、最初に欧州人権裁判所の第4小法廷で審理され、同法廷は、2005年11月15日の判決⁽⁴⁷⁾により、反対占有制度が第1議定書1条に違反する旨の判断を示した（以下、これを「小法廷判決」という）。小法廷判決は、その理由について以下のように説明する。

(1) 第1の争点—性質決定の問題

イギリス政府は、1980年出訴期限法の規定が登記簿上の所有者の占有回復訴権を規制するものであり、また、1925年土地登記法の規定により権原が登記簿上の所有者から反対占有者に移転することも当該規制の実施措置に過ぎないと主張する (§58)。しかし、これらの立法の規定は「一定期間の反対占有が行

(46) 門田・前掲注(37)103頁以下を参照。

(47) CEDH, 15 nov. 2005, *J.A. Pye (Oxford) Ltd et J.A. Pye (Oxford) Land Ltd c. Royaume-Uni*, n° 44302/02.

われた場合における権原の付与（entitlement）に関係しており、2つの法律の重畳的な効果は、法律上の条件が満たされたときに、土地の実効性のある所有権をある個人から別の個人へと移転させることにある」（§60）。

「したがって、当裁判所は、申立人〔Xら〕が本件立法により『[自己の]財産を剥奪』されたものとして、本事件を第1議定書1条2文に基づき審査すべきであると考え」（§62）。

(2) 第2の争点—正当化理由の問題

(a) 目的の正当性

イギリス政府は、反対占有制度に関する規定には、①時宜を逸した主張から生じる不確実性や不正義を防止する、②争いのない占有の事実を法律上の所有権と一致させる、という2つの正当な目的があると主張する。このような主張に対して、「当裁判所は、未登記の土地の場合には、これらの目的の疑いの余地のない関連性と重大性を認める。しかし、登記土地の場合には、その重大性は疑わしい。(…)土地の所有権との関係で生じる不安定は、義務的登記をもつ土地所有制度のもとではほとんど生じない。そこでは、土地の所有者は、登記簿上での所有権原の登記を調査することで、所有者を容易に特定することができる」（§64）。

また、イギリス政府は、反対占有に類似する法制度がイギリス以外の法制度にも広くみられる旨を主張する。しかしながら、当裁判所は、すべての法制度において同じ土地登記制度が採られているかどうかが不確かである以上、比較法上の資料は注意深く観察すべきと考える（§65）。

しかしながら、「国内当局は、原則として、国際裁判官よりも、『公益』が何であるかをよりよく評価できる地位にある。当裁判所は、社会政策ないし経済政策の実施について立法者に許された評価の余地が広範であるのは当然と考え、立法者の判断が明らかに根拠を欠く場合でなければ、何が公益に当たるかに関する立法者の判断を尊重する」（§44）。

「登記土地の場合につき、2002年土地登記法が反対占有に関する法律を大幅に変更したにもかかわらず、当該法律それ自体は廃止されなかった。このような状況と、国内当局に許された評価の余地に鑑みるに、当裁判所は、イギリス及びウェールズにおける反対占有に関する法律が登記土地に関する限りで公益

に適わないとする申立人〔Xら〕の主張を認めることはできない」(§67)。

(b) 公正な均衡 (目的と手段との比例関係)

XらはYらによる12年間の反対占有の期間中に占有回復訴訟を提起していれば、自らの権原を失うことはなかった (§69)。しかしながら、「問題は、申立人〔Xら〕のこうした不注意と軽率さに鑑みてなお、登記土地に対するその権原の剥奪、及び、権原のない占有者への実効性のある所有権の移転が、正当な公益との間で公正な均衡を失っていないかである」 (§70)。

まず、「その価値に見合った合理的な補償金の支払いなしに、公益のために所有権を奪取することは、例外的な場合にしか正当化されない」 (§72)。

また、このような補償の欠如は「所有者のための適正手続の保障の欠如という観点からも検討されなければならない」 (§73)。この点、「イギリス政府は、国家にはある者を懈怠又は軽率から保護するいかなる義務もないと主張する。しかし、当裁判所は、仮に今回問題となった法律の規定がなければ、そのような懈怠が申立人〔Xら〕にとって不利益な帰結をもたらすことがなかった、と考える。より重要なこととして、イギリスの国会が、2002年の土地登記法を制定することで、当時効力のあった法制度の下での所有者の手続保障に不備があったことを明らかに自認している。(…) 欧州人権条約が個人に付与する保護を改善するために法制度が変更されたからといって、必ずしも、その法制度が欧州人権条約に適合しないとは言えない。それでも、本件で問題となった法制度の比例性の判断において、当裁判所は、その法制度に加えられた変更をとくに重視する」 (§74)。

「このような事情において、当裁判所は、1925年土地登記法及び1980年出訴期限法の規定の適用が申立人〔Xら〕から登記土地に対する権原を剥奪し、彼らに過度な個人的負担を課すものであり、公益の要請と財産の平穏な享有に対する申立人の権利との間の公正な均衡を失っていると結論づける」 (§75)。

以上の理由により、小法廷は、賛成4名、反対3名⁽⁴⁸⁾により、反対占有制度が第1議定書第1条に違反すると結論づけた (§76)。

(48) 法廷意見に対しては、3名の裁判官による反対意見が出されている (その内容については、本稿Ⅲ 2. (2)を参照)。

4. 欧州人権裁判所大法廷2007年8月30日判決

イギリス政府は、この小法廷判決を不服とし、15名の裁判官からなる大法廷への本事件の回送を申し立てた。この回送を受けた大法廷は、2007年8月30日の判決⁽⁴⁹⁾により、反対占有制度が第1議定書1条に違反しないという、小法廷判決とは反対の判断を示した（以下、これを「大法廷判決」という）。その理由について、大法廷判決は、以下のように説明する。

(1) 第1の争点—性質決定の問題

前出のアゴシ事件、エアカナダ事件、ガーサス事件がそうであったように、「物の所有権の喪失が第1議定書1条2文の意味での『剥奪』のカテゴリーに位置づけられなかった事例」は確かに存在する（§66）。

しかし「申立人ら〔Xら〕が自らの土地を失ったのは、（アゴシ事件、エアカナダ事件、ガーサス事件のように）国家が特定の状況下で所有権を移転させることができる立法によるものでもなく、また（ジェームス事件のように）所有権の移転に関する社会政策によるものでもない。むしろそれは、土地の占有回復訴訟の出訴期限に関する一般的な準則の適用の結果である。当該準則によると、未登記土地に対する書面上の所有者の権原は、出訴期限の満了時に消滅するが、登記土地の場合には、この立場は変更され、登記の訂正が行われるまで、原所有者が登記簿上の所有者としてみなされ続ける。1925年土地登記法75条1項によると、出訴期限の満了時に権原を消滅させることはなく、登記簿上の所有者は反対占有者の受託者として土地を保有するものとみなされる」（§65）。

「そうすると、申立人の実効性のある所有権を失わせる結果をもたらす法律の規定は、登記簿上の所有者からその所有権を剥奪することを目的とせず、むしろ、歴史的に12年間の反対占有が占有の取戻し又は回復に対する原所有者の

(49) CEDH, Gr. Ch., 30 août 2007, *J.A. Pye (Oxford) Ltd et J.A. Pye (Oxford) Land Ltd c. Royaume-Uni*, n° 44302/02; RTD civ., 2007, p. 727, obs. J.-P. MARGUÉNAUD ; AJDA, 2007, n° 35, p. 1928, obs. J.-F. FLAUSS ; JCP G., 2008, I, n° 110, p. 25, obs. F. SUDRE ; JCP G., 2008, I, n° 127, p. 127, obs. H. PÉRINET-MARQUET ; RLDC, 2008, n° 55, obs. B. PARANCE ; Droit et Patrimoine, 2008, n° 172, p. 92, obs. J.-B. SEUBE ; RTD civ., 2008, p. 507, obs. Th. REVET ; D., 2008, n° 35, p. 2468, obs. B. MALLET-BRICOUT ; Journal du droit international, 2008, n° 3. chron. 5, obs. G. DANNENBERG.

権利を消滅させるに足り、また、長期間争いのなかった占有が権原をもたらすという一般原理に基づき新たな権原を生じる法体系において、権原の問題を規制することを目的とする。(…)したがって、申立人が受けたのは、第1議定書1条1項2文の意味での『財産の剥奪』でなく、同条2項の意味での土地の『利用規制』である」 (§66)。

(2) 第2の争点—正当性理由の問題

(a) 目的の正当性

出訴期限の一般利益に関して、スタビングス判決⁵⁰⁾は、次のように判示する。すなわち、「人身被害の事例における出訴期限は、いくつかの重要な目的に資する。つまり、法的安定及び終局性を確保する、反論し難い遅れた主張から潜在的な被告を保護する、裁判所がはるか昔の出来事について、時の経過により不完全で信用できなくなったかも知れない証拠に基づいて判断を求められた際に起こり得る不正義を予防する、といった目的である」 (§68)。

この判示は「欧州人権条約第6条という文脈の下で、人身損害の事案に関する出訴期限について示されたものである。しかし、当裁判所は、土地の占有回復訴権の出訴期限が第1議定書1条の観点から審査される場合にも、これを適用することができる」と考える」 (§69)。

したがって、「当裁判所は、土地の占有回復訴権に関する12年の出訴期限がそれ自体として一般利益に適い、正当な目的を追求するものである」と考える」 (§70)。

また、出訴期限の一般利益とは別に、出訴期限の満了時における権原の消滅と新たな権原の付与という反対占有制度に特有の一般利益も問題となる。欧州人権裁判所の先例によると、「立法者の判断が明らかに合理的根拠を欠くものでない限り、『公益』の要請に対する立法者の判断を尊重する」とされており、

50) CEDH, 22 oct. 1996, *Stubbings et autres c. Royaume-Uni*, n° 22083/93 et 22095/93 (14歳まで性的虐待を受けていた女性が成人後に損害賠償を請求したところ、出訴期限により請求が認められなかった事案において、公正な裁判を受ける権利を保障した欧州人権条約6条の条約適合性が問題となった)。なお、同判決の事案については、松尾弘「イギリスにおける消滅時効法」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言』144頁(商事法務, 2008年)149頁も参照。

「このことは、個人間の私法上の問題を規律する、複雑かつ長年続く法律の領域を危険に晒すような事件には、とりわけ当てはまる」 (§71)。

「当事者の提出した比較法の資料からは、数多くのEU加盟国がコモンロー体系における反対占有と類似の原理に基づく所有権の移転を認める規定を有している」 (§72)。

「2002年法における反対占有制度の改正は、1925年土地登記法及び1980年出訴期限法の関連規定を廃止しなかった。したがって、伝統的な一般利益が有効に残り続けているという国内立法者の見方が確認される」 (§73)。

「所有権には、その利用及び変容が国ごとに異なって規制されるという特徴がある。本件法律の規定は、所有権の重大性及役割に対する当該国の考え方を背景に持つ、社会政策を反映したものである。(…) 原所有者が法律の適用の結果として土地の占有回復をできなくなった場合における権原の消滅は、合理的な根拠を明白に欠くとは言えない。したがって、出訴期限それ自体にも、出訴期限の満了時における権原の消滅にも一般利益は存在する」 (§74)。

(b) 公正な均衡 (目的と手段との比例関係)

反対占有に関する1925年土地登記法及び1980年出訴期限法は、 X_1 が本件土地を取得する数年前から効力を有していたことから、「申立人〔 X ら〕が当該立法を知らなかった、あるいは、立法の適用が不意打ちであったと主張することは許されない」 (§77)。

小法廷判決や X らは、反対占有制度が「財産の剥奪」に該当するとして、これに対する補償の欠如を強調する。しかし「当裁判所は、申立人の財産への介入が財産剥奪でなく利用の規制であり、したがって、財産剥奪への補償に関する先例は直接に適用できないと考える。(…) 当裁判所は、当事者が出訴期限への注意を怠ったことで生じた状況に対する補償の要求は、当事者が一定の期日後に訴えを提起できなくすることで、法的安定性 (legal certainty; *sécurité juridique*) を高めるという目的を有する、出訴期限の概念自体とは容易に両立し難い」 (§79)。

また、小法廷判決や X らは、出訴期限の満了により所有権を失う登記簿上の所有者に対する適正手続の欠如を問題視する。しかし「当裁判所は、申立人〔 X ら〕には適正手続の保障の欠如はないと考える。出訴期限の進行中において、申立人〔 X ら〕は、たとえグラハム夫婦〔 Y ら〕との間で『反対占有』の終了

の合意に至ることができなかつたとしても、占有回復を求める訴訟を提起することで裁判上の救済を受けられる状況にあった。そのような訴訟の提起があつたならば、時の進行を中断していたであろう」(§80)。

以上の理由により、大法廷は、賛成8名、反対7名⁽⁵¹⁾により、反対占有制度が公平な均衡を失つておらず、したがって、第1議定書1条に違反していないと結論づける (§85)。

小括

JAパイ対イギリス事件では、登記簿上の所有者の「訴権」及び「権原」の消滅をもたらす反対占有制度(1925年土地登記法75条及び1980年出訴期限法15条)が欧州人権条約第1議定書1条に適合するか否かが問題となった。ここで、小法廷判決と対比させつつ、大法廷判決の要点をまとめれば次のとおりである。

まず、反対占有制度のもとで生じる、登記簿上の所有者の権原の消滅について、これが「財産の剥奪」又は「財産利用の規制」のいずれに該当するかが争点となった。小法廷が「財産の剥奪」と性質決定するのに対し、大法廷は「財産利用の規制」であるとの立場を採用した。それでは、大法廷がこれを「財産利用の規制」として性質決定した積極的な理由は何かと言えば、実は必ずしも明らかではない。大法廷は、「申立人の実効性のある所有権を失わせる結果をもたらす法律の規定は、登記簿上の所有者からその所有権を剥奪することを目的とせず」、むしろ「権原の問題を規制することを目的とする」と説明するにとどまる (§66)。しかし、小法廷判決も指摘するように、反対占有制度は、登記簿上の所有者から裁判上の救済手段(土地の占有回復訴権)を奪うだけでなく、登記された権原をも失わせる。そうであれば、これを「財産の剥奪」と評価することも十分にあり得たように思われる。実際、後述のように、フランスの学説には、大法廷の採用する性質決定に対して違和感を示すものが多い。むしろ、大法廷判決の性質決定は、正当性審査との関係で公正な均衡を認めるための、結論先取りの性質決定であったと言えるかもしれない。

51) 法廷意見に対しては、5名の裁判官による共同反対意見(手続保障の欠如を理由に公正な均衡を欠くと主張)と、1名の裁判官による反対意見(反対占有制度の目的に合理性がないとして、公正な均衡を欠くと主張。他の1名の裁判官が同調)が出されている。反対意見の詳細については、香川・前掲注(40)も参照。

次に、反対占有制度の正当化理由について、大法廷は、基本的に、従来の欧州人権裁判所の先例に従いつつ、目的の正当性と比例関係という2段階の審査基準によって問題を処理した。まず、第1の審査基準（目的の正当性）について、大法廷が「訴権」の消滅と「権原」の消滅を区別していることが注目される。前者の一般利益については、大法廷は、スタビングス判決に依拠しつつ、法的安定性と終局性、過去の証拠に基づく裁判で起こる不正義の防止などがその内容に当たると説明する（§68-70）。これに対して、「権原」の消滅については、その内容が不明確である。すなわち、大法廷は、国家の広範な裁量の余地を主たる根拠としつつ（§71）、反対占有類似の制度の国際的な遍在性（§72）、2002年土地登記法の改正（§73）、所有権の特殊性（§73）などによってこれを補強した。しかし、なぜ「訴権」の消滅だけでは不十分であり、「権原」の消滅まで必要であるのかは明示的に語られていなかった。

小法廷と大法廷の結論の相違に決定的な影響を及ぼしたのは、一般利益の要請と個人の基本権保護の要求との間の「公正な均衡」ないし「比例関係」という第2の審査基準であった。ここで、大法廷は、小法廷が問題視した2つの事柄をいずれも問題なしと結論づけた。まず、所有権を失う原所有者に対する補償の欠如について、反対占有者に補償金の支払いを課すことが法的安定性を高める出訴期限法の趣旨に反するという理由で、これを斥けた（§79）。また、適正手続の欠如という問題についても、法律の規定が紛争より以前から存在し、しかも、登記簿上の所有者は第三者による反対占有を容易に覆し得たことから、手続保障に不備はなかったとした（§80）。

JAパイ対イギリス事件は、小法廷と大法廷という2つの法廷において、さらには各法廷を構成する裁判官の内部において意見が対立した。しかし、結論としては、欧州人権裁判所は、反対占有制度が欧州人権条約第1議定書1条に違反するものではないと判断するに至った。

Ⅲ. フランス学説による評価と分析

それでは、この大法廷判決をフランスの学説はどのように受け止めたのか。以下では、同判決に対する評釈記事を主な手がかりとして、この点を検討することにしたい。ここでも、欧州人権裁判所の判断枠組みに従い、性質決定の間

題をまず取り扱い(1.)、次いで正当化理由の問題を論じる(2.)。

なお、イギリス法上の反対占有制度と、フランスの取得時効制度⁽⁵²⁾は、機能面での類似性は見られるものの⁽⁵³⁾、質的に異なる制度である⁽⁵⁴⁾。しかし、フランスの学説は、大法院判決のフランス語の判決文で「反対占有」が「取得時効(prescription acquisitive)」と翻訳されていることも手伝ってか、両制度の相違をそれほど意識していないようである。そこで、フランス学説の観察を主目的とする本章でも、基本的に「取得時効」という言葉を用いることにする。

1. 性質決定の問題について

(1) 否定的評価

フランスの学説には、大法院判決が行った性質決定について、否定的な評価を下す論者が多い。その中でも、マレ=ブリクの評釈は、大法院判決が取得時効を「財産利用の規制」と性質決定したものと説明したうえで、その問題点を比較的詳細に論じている。その論旨は、以下のとおりである。

大法院は、取得時効を個人間での財産利用の規制に属すると性質決定したうえで、これによる所有権の消滅が合理的根拠を欠くことはないと結論づけた。このような大法院の結論は、各国の物権法秩序を根底から覆すことがないようにという実際の配慮に基づく「実利的(pragmatique)」かつ「政治的(politique)」な判断である⁽⁵⁵⁾。

しかしながら、大法院の性質決定の不自然さについては、指摘されて然るべきである。ここで重要なのは、大法院が取得時効を単なる物の「利用」のみに還元する点である。占有行為を基礎とする取得時効は、実際には、他人の所有

52) フランスの取得時効制度については、拙稿「取得時効の要件となる占有の客観的要素(-)」法学雑誌61巻1 = 2号231頁(2014年)とくに250頁以下を参照。

53) いずれの制度も所有権原の「取得」と「消滅」という二面的なメカニズムを有する点では共通している。なお、五十嵐は、イギリスの出訴期限に関する立法が機能的には大陸法の所有権の取得時効制度に代わるとする(五十嵐・前掲注(12)175頁)。

54) 出訴期限を淵源とする反対占有制度は、裁判上の救済手段の制限を主たる効力とし、反対占有者による権原の取得はその反射的效果に過ぎない。これは、占有者による権原の取得の反射的效果として所有者がその権原を喪失する取得時効とは真逆のベクトルを持っているといえよう。

55) MALLET-BRICOUT, *supra* note (49), p. 2469.

権と相対立する。なぜならば、原所有者は、占有者による取得時効の完成を理由として、自己の物の「利用」を失うだけでなく、その完全かつ全面的な所有権をも失うからである⁽⁵⁶⁾。

また、取得時効の根拠及び正統性に関しては、学説により議論が交わされており、例えば、時効取得を原始取得と捉えるか、純然たる事実による所有権の取得と見るべきか、所有権の侵奪 (usurpation) ないし強奪 (spoliation) の是認であると考えべきか、といったデリケートな問題が存在する。にもかかわらず、時効理論を単なる「利用」の規制という問題にだけ集約することは、取得時効制度のメカニズムの複雑さを大きく覆い隠してしまう⁽⁵⁷⁾。

大法廷は、「財産の剥奪」という性質決定を採用してしまうと、原所有者に対する補償なしにその所有権を奪う取得時効制度を正当化できなくなると考えたのかもしれない。そうだとすると、例えば過去に欧州人権裁判所が提示した、「所有権の実質への侵害⁽⁵⁸⁾」という性質決定の方がより適切だったのではないか⁽⁵⁹⁾。

以上のマレ＝ブリクの見解は、取得時効の完成により原所有者が所有権を失うという理解を前提に、これを単なる利用規制としか見ない大法廷判決の性質決定の不自然さを論難するものであったが、この他にも、大法廷の性質決定に疑問を呈する論者は多い。例えば、フロスは、正規の所有者が、しかも何らの補償を受けることなく占有を奪われている以上、言葉の通常の意味からして、「財産利用の規制」という性質決定は適切であろうかと疑問を呈する⁽⁶⁰⁾。また、マルゲノーは、大法廷判決による性質決定を「漠然とした考え方によるぎこちない」説明と評している⁽⁶¹⁾。さらには、フランス以外の論者においても、大法廷の性質決定に対しては違和感が示されている⁽⁶²⁾。

⁽⁵⁶⁾ MALLET-BRICOUT, *ibid.*

⁽⁵⁷⁾ MALLET-BRICOUT, *ibid.*

⁽⁵⁸⁾ この「所有権の実質への介入 (interference with the substance; atteinte à la substance)」とは、前出のスボロンク判決 (前掲注38参照) が採用した考え方である。この類型に関しては、L. SERMET, *The European Convention on Human Rights and Property Rights*, (Council of Europe, 1992), p. 28 et s.; A. DEBET, *L'influence de la Convention européenne des droits de l'homme sur le droit civil*, (Daloz, 2002), n° 787 et s.を参照。

⁽⁵⁹⁾ MALLET-BRICOUT, *supra* note (49), p. 2469.

(2) 肯定的評価

以上の否定的評価に対して、自説を交えつつ、大法廷の性質決定を肯定的に評価するのがルヴェの見解である。

ルヴェはまず、フランス民法典の規定を参照しつつ、問題の所在を次のように措定する⁽⁶³⁾。すなわち、所有権は時効により消滅することのない権利であるにもかかわらず(フランス民法典227条⁽⁶⁴⁾)、取得時効制度のもとでは、一定の性質を備えた占有の継続は、占有者が他人の所有する物の所有者となることを可能にする(同2258条⁽⁶⁵⁾、2272条⁽⁶⁶⁾)。このことは、所有権が時効にかからな

60) FLAUSS, *supra* note (49), p. 1928. さらにフロスは、大法廷判決の性質決定の問題点として、①「所有権の剥奪」や「財産の実質的侵害」とった概念の拡張解釈を志向してきた既存の判例と整合しないこと、②大法廷は、国家のために執行される財産の差押え措置を「所有権の利用規制」と評価した判例を援用することで、自らの性質決定を正当化しようとするが、刑事又は準刑事的な取締りを理由とする公的な占有剥奪措置と、権原のある所有者の消極さをサンクションする私的な占有剥奪措置とを同等に扱うことはできないこと、③既存の判例に対する大法廷の依拠は、極めて不均一な、つまりご都合主義なものであることなどを挙げたうえで、大法廷判決は所有権の保護を重視してきた欧州人権裁判所の支配的な潮流に逆行すると評する。

61) MARGUÉNAUD, *supra* note (49), p. 729.

62) 例えば、ベルギーのクロックは、大法廷判決の性質決定を「ごまかしとも言える方法」と評している(パスカル・ルコック [吉井啓子・訳]「不動産所有権—その発展と分割—」慶應法学18号195頁(2011年)210頁)。また、イギリス本国の学者であるホフマンも、所有者が実際に自らの土地所有権を失っている以上、財産利用の規制という大法廷の説明は不十分であると指摘する(D. HOFFMAN, *The impact of the UK Human Rights Act on Private Law*, (Cambridge University Press, 2011), p. 276)。

63) REVET, *supra* note (49), p. 507.

64) フランス民法典227条「所有権は時効にかからない。ただし、不動産の物的訴権は、権利者がこれを行行使用することができるを知り、又は知ることができたときから30年で時効にかかる」。

65) フランス民法典2258条「取得時効とは、占有の効果として財産または権利を取得する事由をいう。この時効を主張する者は、取得につき権原を提出する義務を負わない。その者に対しては、悪意から生じる抗弁を申し立てることもできない」。

66) フランス民法典2272条「不動産の所有権を取得するために必要な時効期間は30年とする。しかしながら、善意かつ正権原で不動産を取得した者は、その所有権を10年で時効取得する」。

いという原則の相対化を要請する。つまり、所有権が取得時効により消滅することはないが、消滅したに等しい無力状態に陥ることはあり得る。取得時効は、まさにこの無力状態を生じさせる制度ということが出来る。したがって、問題は、このような無力状態を所有権の剥奪として捉えるべきか、また、所有権の恒久性との関係でこれをどのように正当化するかにある。

そのうえで、ルヴェは、前者の問題、つまり無力状態を所有権の剥奪と捉えるかという問題について、以下のように説明する⁽⁶⁷⁾。大法廷は、取得時効を「財産の剥奪」でなく、「財産利用の規制」として性質決定したが、このような性質決定は、取得時効により生じる法的状況により一層適合するようと思われる。取得時効とは、その第一次的な効果として占有者に対して所有権原 (*titre de propriété*) を付与し、さらにそのコララーとして原所有者の所有物返還訴権を消滅させる制度である。ここで重要なのは、取得時効の完成により消滅するのが原所有者の「訴権」でしかないということである⁽⁶⁸⁾。原所有者の所有物返還訴権が消滅するのは、そうしなければ占有者による所有権原の取得が完全に否定されてしまうからである。換言すれば、占有者にとっては、原所有者の「訴権」の消滅さえ認めれば十分なのである。

ルヴェは、取得時効により原所有者の所有権が消滅するわけではないという理解を出発点とし、これに基づき、大法廷判決も説明しようとする⁽⁶⁹⁾。すなわち、大法廷が強調するのは、占有による所有権の取得こそが取得時効の第一次的な効力であり、原所有者の所有権の消滅はその帰結でしかないということである。さらに言えば、前述のように、このような所有権の消滅さえ生じないのである。確かに、大法廷はしばしば「所有権の消滅」という言葉を使っているが、こうした用語法は説明の分かりやすさのために用いられたに過ぎない。

(67) REVET, *supra* note (49), p. 510-511.

(68) ルヴェは、自らが携わった教科書でも、取得時効には取得と消滅の二重の効力があるとしたうえで、ここでいう消滅の効力とは、権利者の所有物返還訴権 (*action en revendication*) の消滅のことであると明言する (F. ZENATI, Th. REVET, *Les biens* 3^e éd., (PUF, 2008), n^o 465 et s.)。

(69) REVET, *supra* note (49), p. 510-511.

2. 正当化理由の問題について

(1) 登記制度の観点からの正当化

それでは、取得時効による所有権（マレ＝ブリク）ないし訴権（ルヴェ）の消滅というメカニズムはいかなる理由によって正当化できるか。この問題について、フランスの学説の多くが言及するのが、登記制度との関係である。例えば、ペリネ＝マルケは次のように説明する。

ペリネ＝マルケによると、JAパイ対イギリス事件では、無視することのできない数多くの論拠が小法廷判決の結論を支持するはずであった。にもかかわらず、大法廷はこれを採用しなかった。このような大法廷判決は、明らかに、法律論というよりも、政治的判断を行ったものであり、大法廷にそうさせた決定的な要因は、「現実的な判断」であった⁽⁷⁰⁾。

では、ここでいう「政治的」ないし「現実的」な判断とは何か。ペリネ＝マルケは、これを次のように説明する⁽⁷¹⁾。すなわち、取得時効の廃止は、EU加盟国に多大な困難を強いることになる。この困難は、フランスのように、登記により真正の所有権原（titre de propriété）が付与されることがない国々、つまり売買証書を不動産登記所に公示することが所有権に値しない国々において、とりわけ重大である。そして、まさにこの点に取得時効制度が果たすべき基本的な役割がある。

また、取得時効制度は、公証人の実務を基礎づけるものでもある⁽⁷²⁾。フランスでは、不動産売買を取り扱う公証人は、その不動産の過去30年間の所有権の来歴を調査する職務上の義務を負うとされるが、これは30年間の占有を要件とする長期取得時効の成立を確認するためである。なぜならば、30年より以前の所有権の取得に何らかの問題があったとしても、それについては取得時効の成立を主張することで対処することができるからである。

要するに、取得時効は、所有者でない者からの取得者の地位を時の経過によって「強化（consolidation）」するという機能を有している。だからこそ、取得時効制度の廃止は、フランスのような国の所有権法を混沌に陥らせることになる。なぜならば、取得時効がなければ、もはや時の経過による強化が図ら

(70) PÉRINET-MARQUET, *supra* note (49), p. 22.

(71) PÉRINET-MARQUET, *ibid.*

(72) PÉRINET-MARQUET, *ibid.*

れず、相当な法的不安定を生じるからである。したがって、少なくとも取得時効がその役割を現実に果たしている以上、取得時効制度の有用性はすべての関係者が一致して認めるであろう⁽⁷³⁾。

以上のペリネ＝マルケと同様の説明は、他の多くの論者にもみられる。例えば、ルヴェは、あらゆる承継取得者が、長期間の占有による取得を通じて、自らの立場を強固にすることができる点に取得時効の卓越した役割があると説く。そして、取得時効により原所有者の被る不利益は、取得時効制度が存在するための代償に過ぎないとしたうえで、大法廷が「絵空事のために実利を犠牲にする誘惑に抗い得た」ことに感謝するより他にないと結んでいる⁽⁷⁴⁾。バランスもまた、公証人実務に言及しつつ、仮に今回の訴訟がフランスのような登記制度をもつ国で提起されていれば、大法廷の示した解決策は、取得時効制度の維持の必要性によって説明されたであろうと推測する⁽⁷⁵⁾。

さらに、スーブは、やはりペリネ＝マルケの見解に依拠しつつも、取得時効の現代的な意義を次のように説明する⁽⁷⁶⁾。すなわち、現代では、都市部において取得時効の利用頻度が減少しているとされる⁽⁷⁷⁾。しかしながら、海外県に赴けば、取得時効が何ヘクタールにも及ぶ土地の全体について問題となっていることを十分に確認できる。この意味でも、取得時効が欧州人権条約に違反すると判断されていれば、多くの実務家と国々とを根底から揺さぶり、彼らが大規模な改正を大急ぎで行わなければならなかったであろう。

(73) PÉRINET-MARQUET, *ibid.*

(74) REVET, *supra* note (49).

(75) PARANCE, *supra* note (49), p. 56. なお、B. PARANCE, *La possession des biens incorporels*, (LGDJ, 2008), n° 337 et s. も参照。

(76) SEUBE, *supra* note (49), p. 92. なお、J.-B. SEUBE, *Droit des biens*, 7^e éd., (LexisNexis, 2017), n° 162-163, pp. 63-64 も参照。

(77) 例えば、ある教科書では、近時のフランスでは無権利者から不動産を取得することは減多になくなっているとし、その要因として、各種の方式（不動産登記簿、土地台帳など）の発達と、不動産実務（とりわけ公証人における所有権の来歴の調査）がこうした事態を未然に防いでいることを指摘する（J.-L. BERGEL, M. BRUSCHI, S. CIMAMONTI, *Traité de droit civil, les biens*, 2^e éd., (LGDJ, 2010), n° 198, p. 239）。

(2) 物の有効利用という観点からの正当化

以上のように、登記制度と関連づけた取得時効の正当化が多く主張される一方で、一部の論者は、財物の有効活用という観点から取得時効の正当化理由を試みる。マレ＝ブリクの見解⁽⁷⁸⁾がそうである。

マレ＝ブリクが着目するのは、2005年の小法廷判決に付された反対意見である。前述のとおり、JAパイ対イギリス事件を最初に扱った小法廷の法廷意見は、登記簿上の所有者が何らの補償もなく権原を失う反対占有制度が第1議定書1条に違反すると結論づけたが、これには、3名の裁判官による反対意見が付された。反対意見は、次の3つの観点から、法廷意見を批判する。すなわち、①登記簿上の所有者は占有回復訴権を行使するだけで所有権を失わずに済んだのであり、これは個人に過度の負担を強いるものとは言えない。②本事件において真に落ち度があったとすれば、それはイギリス政府でなくXらの側である。Xらは、不動産取引を業とする会社であり、これに関する知識に熟知していたはずであり、1925年土地登記法および1980年出訴期限法に関する知識を十分に持っており、また持っているべきであった。③所有権には、権利だけでなく、つねに義務も伴う。1925年土地登記法および1980年出訴期限法の目的は、土地所有者に対して物の保全を怠らず、「権利のうえに眠らない」よう要請することにある。このような義務は過度であるとも、不合理であるとも考えられない。

マレ＝ブリクは、このような反対意見、とくにその③の中に、取得時効制度の正当化理由を見出すことができると指摘する。すなわち、取得時効制度は、自己の物に対して無関心である所有者よりも、これを有効に活用する占有者を優先すべきであるという考え方⁽⁷⁹⁾によって説明することができる。取得時効制

(78) MALLEY-BRICOUT, *supra* note (49), p. 2469.

(79) このような考え方は、フランスの教科書でもしばしば紹介される。例えば、テレとシムレールは、取得時効制度の下では悪意の占有者に過ぎない者のために真実の所有者が権利を奪われることがあるが、このことは必ずしも不正ではないとし、その理由として、時の経過を通じて事実状態を安定化させることで取引の安全を図ること、取得時効により達成される正義を阻害しすぎない必要があることを挙げたうえで、さらに、真実の所有者として事実上振る舞い、物の価値を高めることで「社会全体の繁栄 (prospérité du corps social)」に貢献したことは少なくとも注目されてよい、とする (Fr. TERRÉ, Ph. SIMLER, *Droit civil, Les biens*, 10^e éd., (Dalloz, 2018), n° 444, p. 356)。

度を通じて、占有者は、所有者の所有権の恒久性を争うことができるようになる。このことは、所有権といえども、あらゆる効用と無関係なものとも見ることができないことを意味する⁽⁸⁰⁾。

小括

本章では、2007年の大法廷判決に対する評釈記事を手掛かりとして、同判決に対するフランス学説の応接を検討してきた。総論的に言えば、フランスの学説は、大法廷判決の判断をEU加盟国への影響に配慮した「政治的」ないし「実利的」な判断と評しつつも、その結論には賛同していた。これは、イギリスの反対占有制度が欧州人権条約に違反すると判断されたならば、類似の機能を有するフランスの取得時効制度の否定にまで繋がるのが懸念されたからであると推測される。

とはいえ、大法廷判決の具体的な内容については議論の余地が存在した。まず、その性質決定をめぐっては、フランスでも賛否が分かれており、どちらかと言えば、これに否定的な論者が多かった。これらの論者に共通するのは、取得時効による所有権の消滅を単なる「利用の規制」の問題に押し込めることに對する、率直な違和感であったといえよう。もっとも、これに関連して、次のことに留意すべきである。

第一に、このような見解の相違の背後には、取得時効の成立によって原所有者が失うのが「所有権」又は「訴権」のいずれであるかという問題が潜在していた。すなわち、大法廷判決に否定的な論者がこれを「所有権」の消滅と考えたのに対し、ルヴェが自らの時効観を前面に押し出して、「財産利用の規制」という性質決定を肯定的に評価したことが目を惹く。ルヴェによれば、取得時効制度により消滅するのは原所有者の「訴権」に過ぎず、したがって、これを「財産の剥奪」とみるのは適切でないと言われた。第二に、大法廷の性質決定に否定的な論者においても、「財産の剥奪」を正面から認めているわけではなかった。実際、マレ=ブリクは、「所有権の実体への侵害」という別のカテゴリー

(80) なお、マレ=ブリクは、自らの携わった教科書でも、占有者が他人の物を有効利用し、それが社会的に有益であることは重視されるべき旨を主張する (Ch. LARROUMET, B. MALLETT-BRICOUT, *Traité de droit civil, Les biens, droits réels principaux*, 6^e éd., (Economica, 2019), n° 407, p. 245)。

を持ち出している。ここには「財産の剥奪」を正面から認めることに対する潜在的な抵抗感が表れているように思われる。

次に、取得時効の正当化理由について、フランス学説の大半は、登記制度との関係に言及していた。すなわち、登記が所有権移転に関する効力発生要件として位置づけられるイギリス法とは異なり、フランス法において、登記はあくまで第三者対抗要件に過ぎない⁽⁸¹⁾。したがって、登記の具備は、自らの所有権の取得を確実に保障するものではなく、不動産の譲受人は、つねに無権利者からの取得というリスクに晒されることになる。取得時効制度は、まさにこうした問題を解決するための重要な制度として考えられていた。

もっとも、現代のフランスでは、公証人実務の発達などのために、無権利者から所有権を取得すること自体が稀であるとされる。そうすると、このような取得時効の機能も相対的に減殺されるのではないかとも思われる。しかし、本稿で検討した限りでは、必ずしもそのようには考えられていなかった。すなわち、取得時効制度が直接利用される場面が少なくなったとしても、同制度は、過去30年間の所有権の来歴調査という公証人実務の理論的な前提としてなお意義を失っていない⁽⁸²⁾。また、確かに都市部では無権利者からの所有権取得が少なくなったとはいえ、海外県などの地方ではなお取得時効が利用されていることも指摘されていた。かくして、取得時効が、フランス法にとって欠くべからざる制度であるという認識は、依然として大きく揺らいでいない。

これに加えて、取得時効の正当化理由に関連して、財物の有効利用を重視する分析も注目されよう。すなわち、マレ=ブリクは、小法廷判決の反対意見を引き合いに出しつつ、取得時効を財物の有効利用という観点から正当化しようとした。さらに興味深いのは、このことが所有権論の観点から根拠づけられたことである。すなわち、小法廷判決の反対意見が指摘するように、所有権者には権利の上に眠らない義務（所有物保全義務）があるとして、このことは所有権といえどもあらゆる効用から無関係でいられないことを意味する。そして、所有権があらゆる効用とは無関係に存在しえないからこそ、自己の所有物に無関心であった所有者は、その物の効用を有効に引き出した占有者によってその

(81) この点につき、拙稿・前掲注52261頁も参照。

(82) この点につき、拙稿「取得時効の要件となる占有の客観的要素（三・完）」法学雑誌61巻4号811頁（2015年）830頁以下も参照。

所有権を否定される。取得時効は、このことを可能にする制度として理解されるのである。

IV. おわりに

2007年の大法廷判決に対して、フランスのある論者は、その理由付けの脆弱さにもかかわらず、少なくともフランスを含む諸外国の所有権法が「欧州人権法の荒波」に飲み込まれることを防いだものであり、これは大きな功績であったと評している⁽⁸³⁾。本稿は、このような荒波を眼前にしたフランス民事法学が、取得時効制度をいかに理解し直したのかを観察するものでもあった。それでは、このような観察を通じて、フランス取得時効法学説のどのような姿を知ることができたか。

まず、反対占有ないし取得時効により原所有者が所有権を失うことについて、これを「財産の剥奪」と「財産利用の規制」のいずれと評価するかが問題となった。欧州人権裁判所の大法廷判決はこれを「財産利用の規制」と性質決定したが、フランスの学説の多くは、原所有者の所有権の喪失という実態との乖離を疑問視し、これに否定的であった。もっとも、これらの学説は、取得時効制度が「財産の剥奪」であることを正面から認めているわけではなかった。さらに、少数ながら、取得時効のメカニズムを「訴権」の消滅と性質決定することで、大法廷判決を肯定的に評価する論者もいた。したがって、反対占有ないし取得時効制度に伴う所有権の消滅というメカニズムをいかに性質決定するかという問題は、取得時効の成立により何が消滅するのかという問題を含め、さらに検討する必要がある。

次に、反対占有ないし取得時効制度のもとで生じる所有権の消滅のメカニズムをいかに正当化するのかについて、フランスの学説は、登記制度との関係を主軸としつつ、さらに財物の有効活用というより実践的な観点をも踏まえて説明した。一方で、登記制度の不十分さから生じる無権利者との取引のリスクに対して、取得時効制度が果たす役割が強調された。このような主張自体はそれほど目新しいものではない。むしろ、取得時効制度の利用数が減少している現

⁽⁸³⁾ MALLET-BRICOUT, *supra* note (49), p. 2469.

代にあって、同制度の役割に対する信頼がなお色あせていないことが重要であるように思われる。また、財物の有効活用という観点からも取得時効制度の正当化が試みられていた。このような試みは、我が国でも近時見られるところであり⁽⁸⁴⁾、参考になるといえよう。

ところで、「欧州人権法の荒波」をやり過ごしたかに見えたフランス取得時効法学は、その数年後、今度は別の試練を迎えることとなった。フランスの取得時効制度は、今度は国内法のレベルにおいて異議申し立ての対象となり、破毀院は取得時効の合憲性問題を憲法院に移送するか否かの選択を迫られることになった。もっとも、その検討を本稿でなし得る紙幅の余裕がないことから、これは次稿の課題としたい。

* 本稿は、2019年度駿河台大学特別研究助成（「取得時効制度による財産権侵害に関する日仏法の比較研究」）による研究成果の一部である。

84) 例えば、能見は、試論であると断りつつも、長期取得時効に限っては財の効率的利用の観点から説明できないかとし、「占有者は非占有の所有者よりも、その財産をいわばより効率的に利用しているのであり、かつ、それによって社会的な価値を作り出している。このような財の効率的な利用を保護するのが長期取得時効であると考えたい」とする（四宮＝能見・前掲注(4)417頁）。また、加藤は、所有権の恒久性の命題のもとに所有権が消滅時効にかからないとされる一方、所有権が取得時効の反射効によって消滅することについて「所有権を行使しないという単なる物の不使用状況では所有権の消滅をきたさないものの、それに他人の占有——すなわち、他人によるその物の使用ないし使用可能状況——が一定期間加わることによって所有権は結果として消滅することになる。ここでは、物の不使用による社会的損失の防止と、占有者の物の有効利用の確保という2種の機能が実現されている」としたうえで、「取得時効制度の社会基礎は、社会全体のなかでの物の有効利用の促進にある」という（加藤雅信『新民法大系Ⅰ 民法総則〔第2版〕』（有斐閣、2005年）422頁）。このほか、矢澤久純「取得時効制度の存在理由に関する一考察」北九州市立大学法政論集44巻1＝2号51頁（2016年）も参照。